

イノシシ・シカ等の防護柵設置補助事業申請の皆様へ

1 補助金交付対象者

三次市内の農地で農作物等を生産する者

※居住地は三次市外でも対象

2 補助対象経費

未使用の電気柵，トタン，金網等の防護柵の資材費

※のり網・識別テープ（ピンクテープ），工具，運賃，設置作業費，中古品の資材は対象外

※税抜5千円以上の事業が対象

3 補助金の額

補助率は税抜1/3以内とし，1申請者につき6万円/年度を上限とする。（百円未満は切り捨て）

4 交付申請時の提出書類

① 交付申請書 ② 領収書の写し（内訳の分かるもの）

③ 実施位置図 ④ 完成写真

※口座振替の場合には，引き落としが完了したことが分かる書類を提出すること（購買利用証明書等）

5 補助金請求時の提出書類

⑤ 請求書 ⑥ 振込口座の通帳の写し

※金融機関名・支店名・貯金種目・口座番号の確認できるページの写しを添付してください

6 申請期限

毎年度3月15日まで

※3月15日が土日祝日の場合は，直後の平日まで受付可能となります

※資材の購入・設置・支払いがすべて終わった段階で事業完了となります

※事業完了が申請期限を過ぎるようであれば，4月1日以降に申請をしてください

7 申請窓口

三次市土地改良区（TEL0824-63-2406）

（三次市十日市西六丁目10-55）

※三次市役所産業振興部農政または三次市役所各支所



三次市土地改良区 HP

広島県が野生鳥獣による農作物被害の低減をめざし，始動させた鳥獣対策の専門組織「（一社）広島県鳥獣対策等地域支援機構（^{テゴス}tegos）」に本市も令和7年4月から参画しています。本市に派遣されたテゴスの専任者による，防護柵設置方法について相談を希望される場合は，三次市産業振興部農政課（TEL0824-62-6164）にご連絡ください。